

## 農林漁業経済変動対策利子助成費補助事業実施要項

### (趣旨)

第1条 農林漁業経済変動対策利子助成費補助事業（以下「本事業」という。）の補助金交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）、熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項、熊本県林業制度資金利子補給費補助金交付要項及び熊本県漁業制度資金利子補給費補助金交付要項に定めるもののほか、この実施要項の定めるところによる。

### (目的)

第2条 本事業は、農林漁業経営の意欲と能力を有しながらも、経営環境の変化等、経営者の責めに帰さない理由により一時的に経営状況が悪化した農林漁業者に対し、資金の借入れに係る経費負担を軽減することで、経営の再建及び維持を支援し、農林漁業者の経営の安定化を図ることを目的とする。

### (対象資金)

第3条 この要項において、利子助成の対象となる農林漁業経済変動対策資金（以下「対象資金」という。）は、別表1に掲げる内容の経営環境の変化に起因する借入金で、次に定める資金を対象とする。

- (1) 農林漁業セーフティネット資金（農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成19年3月30日18経営第7581号農林水産事務次官依命通知）に定める資金）

### (事業の内容)

第4条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業は、経営環境の変化等の経営者の責めに帰さない理由により一時的に経営状況が悪化した農林漁業者が対象資金を借り入れした場合、その金利負担を軽減するため、市町村が利子助成をする事業で県の承認を受けた事業とし、県は市町村の利子助成に係る経費の一部を補助するものとする。
- (2) 利子助成の対象者は、次に掲げる要件をいずれも満たす農林漁業者とする。
  - ア 前条の資金を借入れすることが決定した者
  - イ 経済変動に対する国の利子助成を受けることが決定した者
- (3) 市町村の利子助成の率及び県の利子助成費補助率は、別表2に定めるものとする。
- (4) 本事業に係る県の利子助成費補助の期間は、貸付実行日から5年以内とする。

### (補助対象事業承認の手続等)

第5条 本事業に係る市町村の利子助成の承認、県の補助対象事業承認の手続きは次のとおりとする。

- (1) 利子助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象資金について融

資機関から貸付決定を受けたのち、利子助成承認申請書（別記第1号様式）に貸付決定通知書等の写し及び償還予定表の写しを添え市町村長に提出するものとする。

- (2) 市町村長は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めるときは、利子助成費補助対象事業承認申請書（別記第2号様式）に受理した前号の書類の写しを添えて県に提出するものとする。
- (3) 県は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めるときは、利子助成費補助対象事業承認通知書（別記第3号様式）を市町村長に交付するものとする。
- (4) 市町村長は、前条の通知を受けたときは、利子助成承認通知書（別記第4号様式）を申請者に交付するものとする。
- (5) 利子助成承認を受けた者（以下「借受者」という。）は、利子助成承認を受けた資金の貸付けの実行を受けたときは、貸付実行報告書（別記第5号様式）を市町村長を経由して県に速やかに提出するものとする。
- (6) 借受者は、利子助成期間内に対象資金に係る特例償還等を行った場合は、速やかに特例償還等報告書（別記第6号様式）を市町村長を経由して知事に提出するものとする。

（融資の条件変更等に伴う変更承認の手続き）

第6条 融資の条件変更等が生じた場合、借受者は次に定める変更承認の手続きをしなければならない。

- (1) 借受者は、融資機関において条件変更等を行う場合、利子助成変更承認申請書（別記第7号様式）に必要書類の写しを添えて、市町村長に提出するものとする。
- (2) 市町村長は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めるときは、利子助成費補助対象事業変更承認申請書（別記第8号様式）に受理した前号の書類の写しを添えて、県に提出するものとする。
- (3) 県は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めるときは、利子助成費補助対象事業変更承認通知書（別記第9号様式）を市町村長に交付するものとする。
- (4) 市町村長は、前号の通知を受けたときは、利子助成費補助対象事業変更承認通知書（別記第10号様式）を借受者に交付するものとする。

（変更承認を要しない条件変更に伴う報告の手続き）

第7条 経営の法人化による借受者名の変更など、前条に該当しない軽微な条件変更の場合は、次に定める報告手続きをしなければならない。

- (1) 借受者は、条件変更等を利子助成変更報告書（別記第11号様式）に確認書類の写しを添えて市町村長に提出するものとする。
- (2) 市町村長は、前号の報告を受けたときは、利子助成対象事業変更報告書（別記第12号様式）に前号の書類の写しを添えて、知事に報告するものとする。

（事業承認期間）

第8条 市町村の利子助成等承認、県の補助対象事業承認及び貸付実行の期限は別表1に定めるとおりとする。

(調査及び報告等)

第9条 知事は、本事業の補助金交付に関し、必要があると認めた場合は、借受者及び市町村の関係書類を調査し、又は報告を求めることができる。

(証拠書類の保管期間)

第10条 規則第23条に規定する別に定める期間は、利子助成期間が終了するまでの期間とする。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は令和8年6月4日から施行する。

別表 1

農林漁業経済変動対策資金の対象となる経済変動、区分、承認期間及び貸付実行期間

対象となる経済変動	区分	承認期間	貸付実行期間
原油高・物価高騰	令和8年度原油高・物価高騰対応分	令和8年12月31日まで	令和9年3月31日まで

別表 2

農林経済変動対策資金の貸付利率等

利子助成前 貸付利率  (A)	利子助成等率  (B)	市町村利子助成等率	
		うち県補助率	
農林漁業セーフティネット 資金（農林漁業セーフティ ネット資金実施要綱（平成 19年3月30日18経営 第7581号農林水産事務 次官依命通知）に定める資 金）と同じ利率	(A) 欄の利率と、国及び全国木材協同組 合連合会が助成する利率との金利差相当分  <b>【利子助成事業】</b> ・農業経営基盤強化資金利子助成等交付事 業 ・林業施設設備等利子助成事業 ・漁業経営基盤強化金融支援事業	(B) 欄の率の10/10の率	(B) 欄の率の1/2以内